

GS オーストラリア・ハイブリッド証券ファンド

ケイマン籍／オープン・エンド契約型外国投資信託

米ドルクラス／豪ドルクラス／円クラス(為替ヘッジあり)／米ドルクラス(為替ヘッジあり)

投資信託説明書
(交付目論見書)

2024.3.30



〔管理会社〕

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
ルクセンブルクの1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に設立され、ファンドの資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻し業務を行います。払込済資本金の額は187,117,965.90米ドル(約276億円)(2024年1月末日現在)です。
(注)米ドルの円換算は、便宜上、2024年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=147.55円)によります。

〔受託会社〕

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド
ファンドの受託業務を行います。

〔副管理会社〕

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.
ファンドのリスク・マネジメント業務を行います。

〔保管会社・管理事務代行会社・名義書換事務代行会社〕

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
ファンド資産の保管、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を行います。

〔投資顧問会社〕

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
ファンドに関する投資運用業務を行います。

〔副投資顧問会社〕

ヤラ・ファンズ・マネジメント・リミテッド
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
ファンドに関する副投資運用業務を行います。

〔代行協会員〕

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代行協会員業務を行います。

〔日本における販売会社〕

日本における販売会社につきましてはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp)までご照会ください。日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行います。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>(ファンドコード:G08896))でもご覧いただけます。

この交付目論見書により行うMUGC GSケイマン・ファンド-GS オーストラリア・ハイブリッド証券ファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年3月29日に財務省関東財務局長に提出しており、2024年3月30日にその届出の効力が生じております。
ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

(注)本書において、MUGC GSケイマン・ファンド-GS オーストラリア・ハイブリッド証券ファンドを「ファンド」といい、これを構成する米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券、円クラス(為替ヘッジあり)受益証券および米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券を個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。なお、ファンドは、MUGC GSケイマン・ファンドのサブ・ファンドです。

ファンドの目的

ファンドは、「ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドII」(以下「マスター・ファンド」といいます。)を通じて、主に豪ドル建てのハイブリッド証券(劣後債および優先証券)ならびにシニア債に投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる長期的なトータル・リターンを追求します。

ファンドの特色

1. マスター・ファンドは、主に豪ドル建てのハイブリッド証券およびシニア債で構成される分散されたポートフォリオに投資することをめざします。

■劣後債および優先証券を「ハイブリッド証券」と総称します。

2. 4つの通貨クラスからお選びいただけます。

米ドルクラス	米ドル建て	豪ドル建て資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
豪ドルクラス	豪ドル建て	為替ヘッジは原則として行いません。
円クラス(為替ヘッジあり)	円建て	豪ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジを行います。
米ドルクラス(為替ヘッジあり)	米ドル建て	豪ドル建て資産に対して原則として対米ドルでの為替ヘッジを行います。

3. 毎月10日(ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日)に収益の分配を行うことができます。

■ファンド営業日とは、ロンドン、ニューヨーク、シドニー、メルボルンおよび東京において銀行が営業している日で、かつ、ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびオーストラリア証券取引所が営業をしている日、または管理会社および受託会社が随時定める日をいいます。

*市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

*運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

マスター・ファンドの投資方針および投資対象

マスター・ファンドは、通常の市況の下で、その資産(現金および現金等価物を除きます。)を、主に豪ドル建てで発行されるハイブリッド証券およびシニア債で構成される分散されたポートフォリオに投資することをめざします。

マスター・ファンドは、その他の通貨建てで発行される証券に投資することができ、また、固定金利または変動金利の証券に投資することもできます。

マスター・ファンドは、その一般的な投資方針の一環として、金融デリバティブ商品(トータル・リターン・スワップ、指数先物、差金決済取引(CFD)、外国為替先物契約およびオプションを含みますがこれらに限られません。)についての取引を行うことができます。

マスター・ファンドは、エクスポージャーをヘッジするために、主に空売りすることにより、株価指数先物、銀行手形先物、政府債先物または普通株式についての取引を利用することができます。

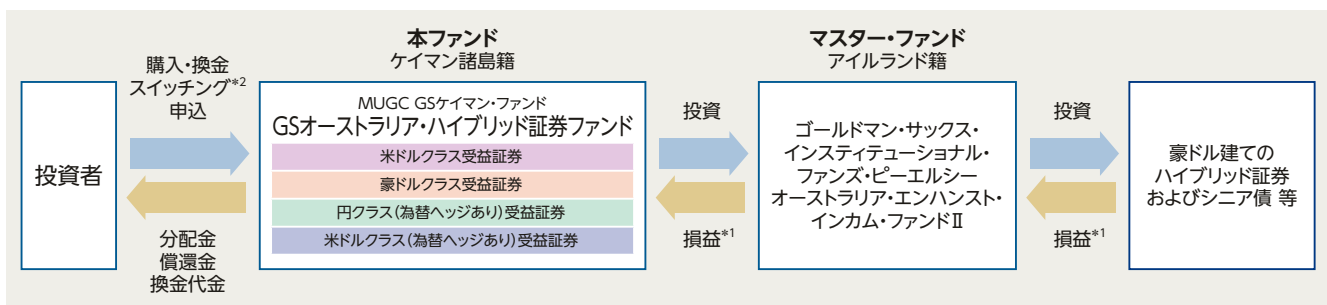
*サブ・ファンドの投資が成功するという保証はなく、マスター・ファンドの投資方針が達成されるという保証またはそのポートフォリオ設計、リスク管理およびヘッジ戦略が成功するという保証もありません。

主な投資制限

- 投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの純資産価額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産によってファンドの資産が構成される場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わないものとします。
- 私募証券、非上場証券または不動産等、すぐに現金化できない流動性に欠ける資産に対しその純資産価額の15%を超えて投資を行いません。
- 空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産価額を超えないものとします。
- ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行わないものとします。
- ファンドは、マネー・マーケット・ファンドにファンドの純資産価額の10%を超えて投資をしません。
- 一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーのファンドの純資産総額に対する比率は、一般社団法人投資信託協会が発行した規則の第17条の2(以下「規則」といいます。)に記載される制限に従うものとします。当該制限を超えることとなった場合には、規則に記載される制限内となるよう投資対象の調整を行います。

*上記は通常の場合における投資制限であり、一定の条件の下で別の取扱いとなることがあります。

ファンドの仕組み



*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

*2 販売会社によっては、米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券、円クラス(為替ヘッジあり)受益証券および米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券の各クラス受益証券間でスイッチングが可能です。くわしくは販売会社までお問い合わせください。

運用体制

ファンドの投資顧問会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、副投資顧問会社はヤラ・ファンズ・マネジメント・リミテッドおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社です。マスター・ファンドの投資顧問会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、副投資顧問会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびヤラ・ファンズ・マネジメント・リミテッドです。

ファンドの実質的な運用はヤラ・ファンズ・マネジメント・リミテッドによって行われます。ヤラ・ファンズ・マネジメント・リミテッドはオーストラリア、ヴィクトリア州メルボルンに拠点を置く独立系の運用会社であり、ファンドは実質的に、ヤラ・ファンズ・マネジメント・リミテッドの債券運用チームにより運用され、同チームは主にマルチ・アセットおよびハイブリッド戦略を担当しています。ヤラ・ファンズ・マネジメント・リミテッドは日本を含むオーストラリア内外の法人および個人の投資家に対し資産運用サービスを提供しています。

*上記運用体制は今後変更されることがあります。

分配方針

原則として、毎月10日(ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日。以下「分配日」といいます。)に収益の分配が行われます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

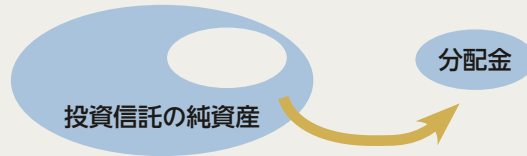


上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。

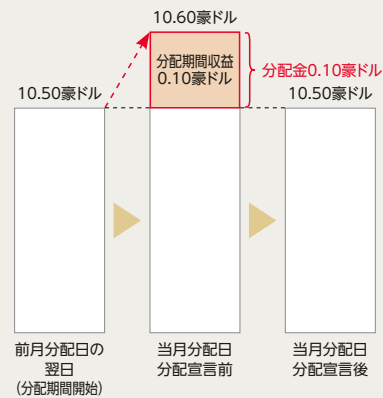
投資信託で分配金が支払われるイメージ



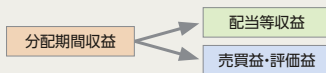
分配金は、分配期間(注)中に発生した収益(投資対象資産から生じる利息および配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当月分配日(分配宣言後)の1口当たり純資産価格は前月分配日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(注) 分配期間とは、分配日の翌日から次の分配日までの期間を指します。

分配期間中に発生した収益の中から支払われる場合



※ 上図の分配期間収益は以下の2項目で構成されています。



分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

<前月分配日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合>



(注) 分配期間に生じた収益以外から0.05豪ドルを取り崩し

<前月分配日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合>

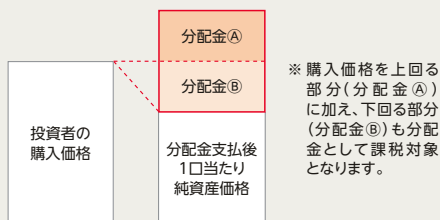


(注) 分配期間に生じた収益以外から0.08豪ドルを取り崩し

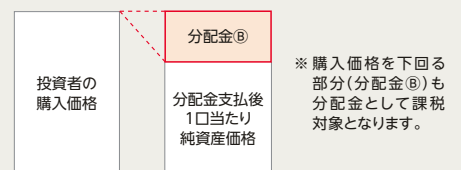
※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。
 ※ 上記は便宜的に豪ドルでのみ表示していますが、米ドルクラス、円クラス(為替ヘッジあり)および米ドルクラス(為替ヘッジあり)の場合も同様です。
 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの1口当たり純資産価格が減価することに十分ご注意ください。

投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。ファンド購入後の1口当たり純資産価格の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



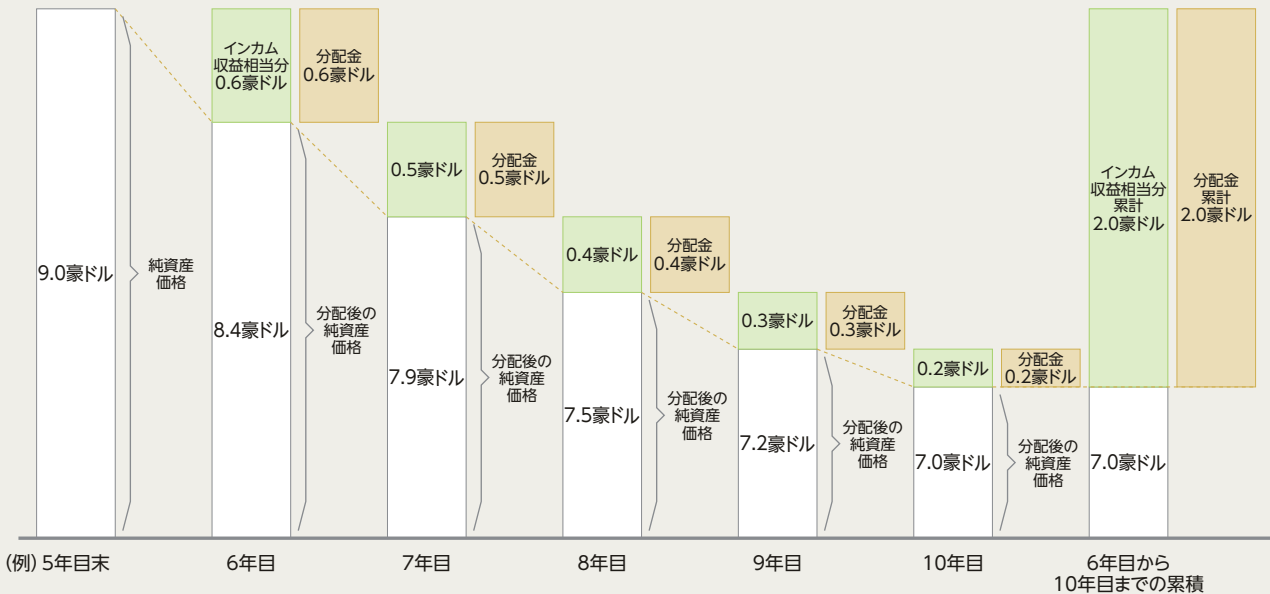
(注) 分配金に対する課税については、後記の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照ください。

数年間にわたって純資産価格が下落した場合

①インカム収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の純資産価格は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。

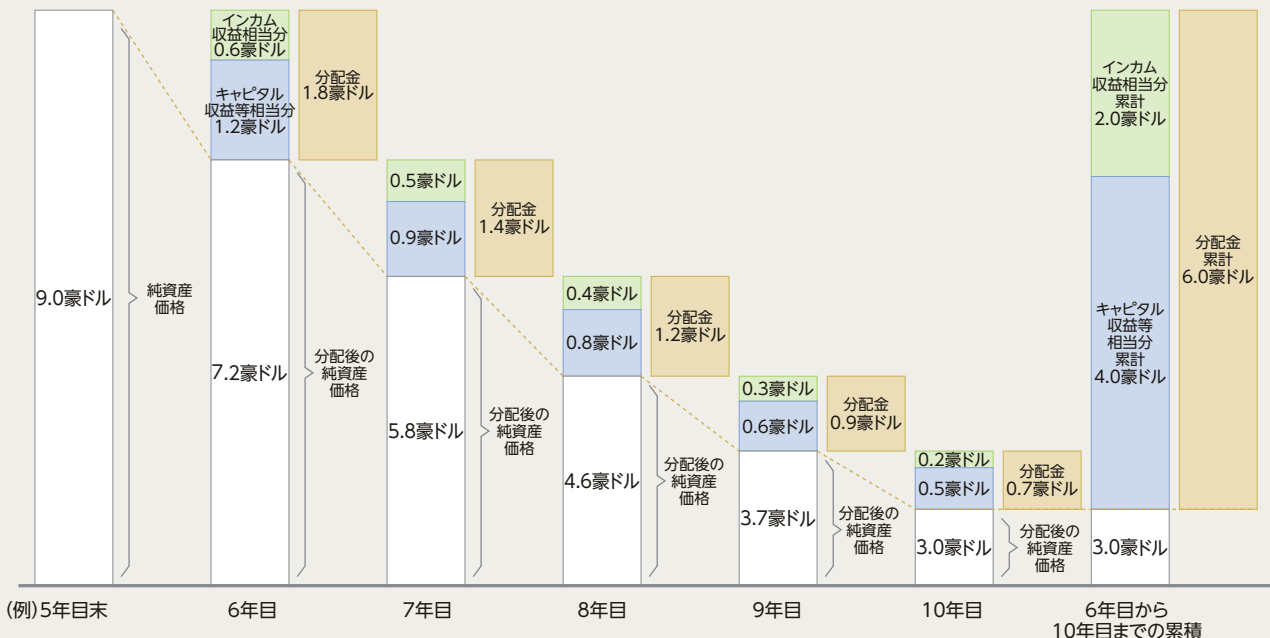
※設定時：1口=10豪ドル



②インカム収益に加え、キャピタル収益等も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の純資産価格は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。

※設定時：1口=10豪ドル



(注) 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上図は①インカム収益を中心に分配した場合と、②インカム収益に加えてキャピタル収益等も分配した場合の純資産価格の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得たインカム収益を中心に分配を支払ったため、その分純資産価格が下落しています。一方、②では、インカム収益に加えてキャピタル収益等相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに純資産価格が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6.0豪ドル(インカム収益相当分2.0豪ドル+キャピタル収益等相当分4.0豪ドル)の収益分配を受領し、純資産価格は3.0豪ドルになっています。

上図の②において、キャピタル収益等を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の純資産価格は7.0豪ドル(3.0豪ドル+4.0豪ドル)になります。

インカム収益相当分
キャピタル収益等相当分
分配金
分配後の純資産価格

投資信託は預貯金と異なります。ファンドが投資するマスター・ファンドは、豪ドル建てで発行されるハイブリッド証券およびシニア債を主な投資対象としています。これにより、金利変動等による組入証券の価格の下落や、発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たりの純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。なお、円クラス(為替ヘッジあり)以外の外貨建てクラスの場合、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、受益証券1口当たりの純資産価格の下落や為替相場の変動により、投資元金が割り込み損失を被ることがあります。運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

リスク要因

信用リスク

債券の発行体の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財務上の問題、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること(債務不履行)があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、ファンドの純資産価額が下落する可能性があります。

流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、資産を、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、ファンドの純資産価額が下落する可能性があります。ファンドが実質的に投資対象とするハイブリッド証券は、一般に市場における流動性が相対的に少ないため、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの純資産価額が下落する可能性があります。

ハイブリッド証券の投資リスク

ハイブリッド証券への投資には、シニア債への投資と比較して、次のような固有のリスクがあり、価格変動リスクや信用リスクは相対的に大きいものとなります。

① 劣後リスク(法的弁済順位が劣後するリスク)

一般にハイブリッド証券の法的な弁済順位は株式に優先し、シニア債より劣後します。したがって、発行体が破綻等に陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません(法的弁済順位の劣後)。またハイブリッド証券は一般にシニア債と比較して低い格付けが格付機関により付与されていますが、その格付けがさらに下落する場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落する可能性があります。

② 繰上償還延期リスク

一般にハイブリッド証券には、多くの場合、繰上償還(コール)条項が付されており、所定の満期日ではないものの、繰上償還日に繰上償還されることを前提に取引される傾向があります。市況等の要因によって予定された繰上償還日に繰上償還が実施されない場合、または繰上償還されないの見込まれる場合、このような証券の価値は大きく下落する可能性があります。

③ 利払い変更リスク

一般にハイブリッド証券には、利息または配当の変更条項を有する証券があります。これらの証券においては、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息または配当が支払われない可能性や支払いが繰延べられる可能性があります。

④ 規制環境の変化に関するリスク

ハイブリッド証券は、規制当局や格付機関の認定基準に依存しており、当該規制や基準の変更がハイブリッド証券市場に大きな影響を及ぼす可能性があります。

為替変動リスク

外貨建てクラスの場合、各表示通貨では投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。円クラス(為替ヘッジあり)は、円に対する豪ドルの為替変動がヘッジされるように、また米ドルクラス(為替ヘッジあり)は、米ドルに対する豪ドルの為替変動がヘッジされるようにめざしますが、為替ヘッジ取引が効果的である保証はありません。その結果、円クラス(為替ヘッジあり)および米ドルクラス(為替ヘッジあり)は、豪ドルで発行された投資対象(サブ・ファンドの資産)との間の為替変動の影響を受ける場合があります。サブ・ファンドの資産は豪ドル建てです。よって、米ドルクラスの価値は、組入資産のパフォーマンスにかかわらず、米ドル/豪ドルの為替変動の影響を受けます。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクに対する管理体制

リスク・ポジションのモニタリングおよびポートフォリオ全体のリスク管理は、ヤラ・ファンズ・マネジメント・リミテッドが投資哲学の一環として実施しています。リスク・ポジションのモニタリングはまず運用チームにおいて、ファンドの運用を実質的に行うシニア・ポートフォリオ・マネージャーにより行われます。また、運用チームから独立したコンプライアンス部に所属するものを含む複数のリスク管理担当者がリスク管理体制に基づきリスク・ポジションのモニタリングを行います。ポートフォリオ全体のリスク管理については、リスク管理担当者は社内リスク管理体制の枠組みに基づき作成されるリスク管理レポートおよびリスク分析ツールを用いて、シニア・ポートフォリオ・マネージャーがポートフォリオにつき定められたリスク水準の範囲内で適切に運用しているか確認を行います。

また、副管理会社は、ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを、検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としています。

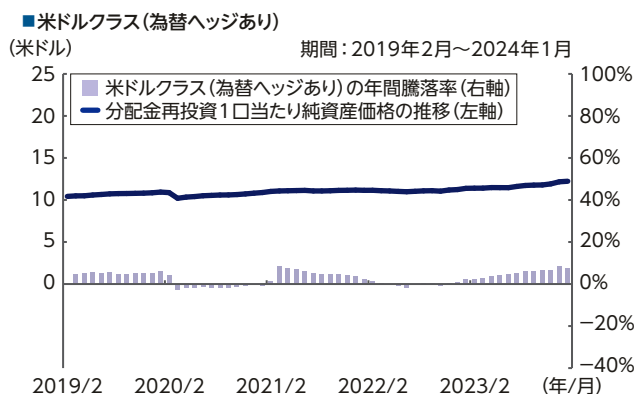
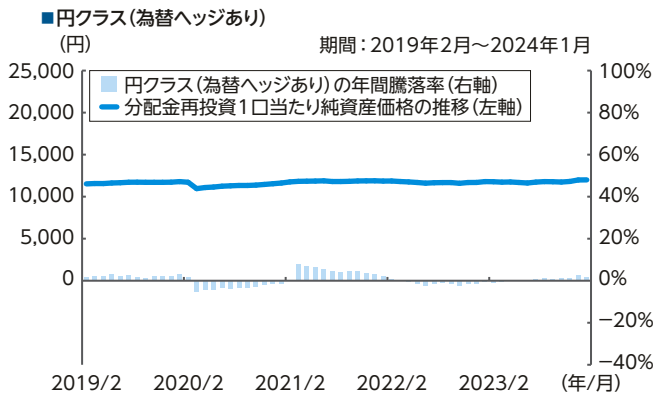
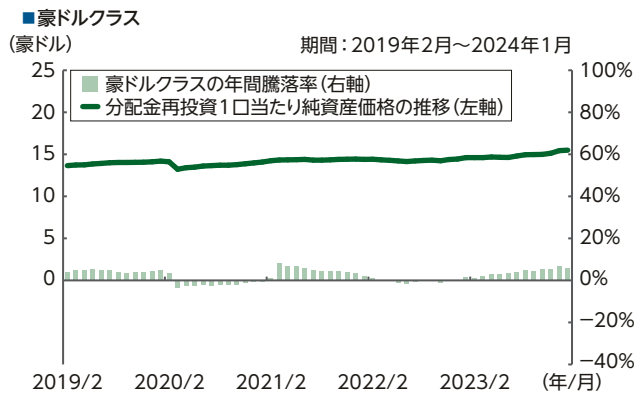
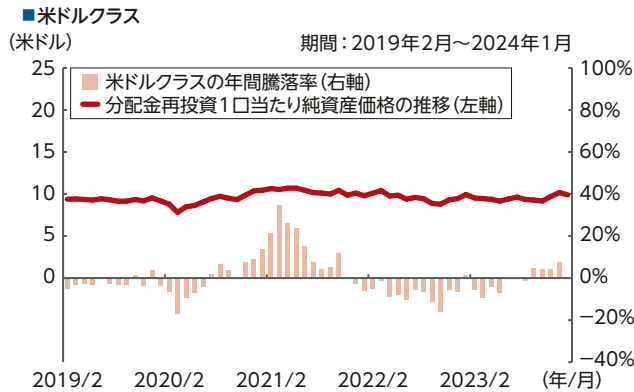
ファンドは、デリバティブについて、随時改正されるオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(AIFMD)の準拠に基づくリスク管理方法を採用しています。

*上記のリスクに対する管理体制は今後変更されることがあります。

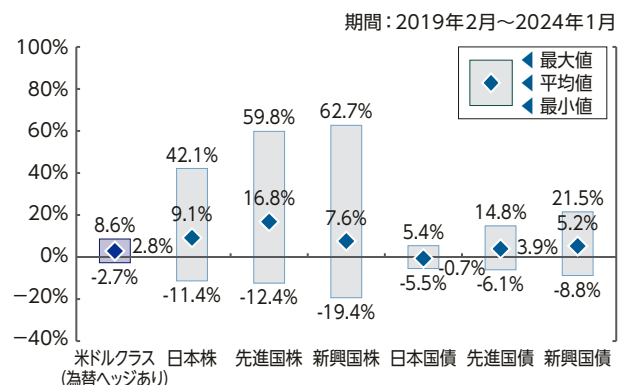
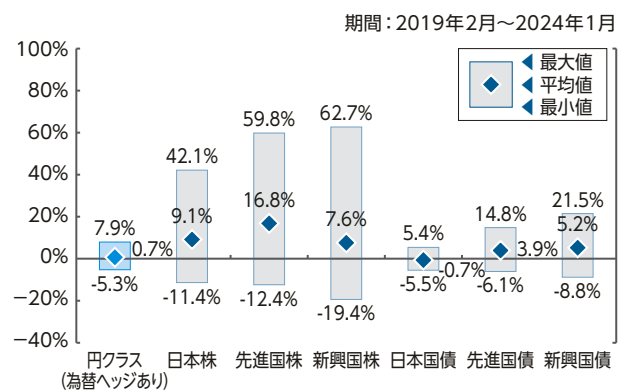
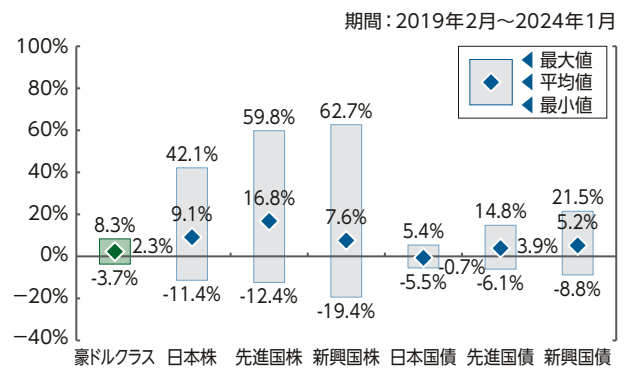
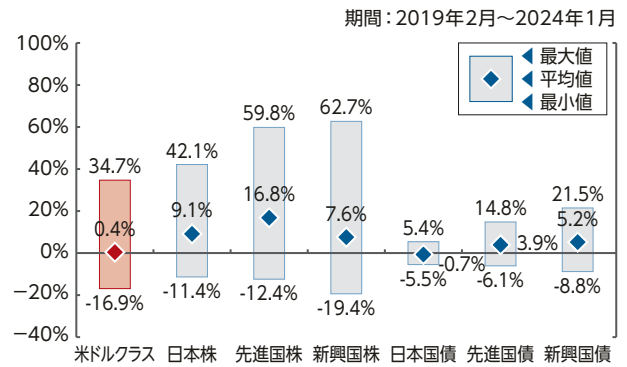
参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移(注1)



ファンドと他の代表的な資産クラス
との騰落率の比較(注1)(注2)



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

●グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(注1)

- 米ドルクラス(為替ヘッジあり)の設定日は、2018年3月28日のため、左右グラフの騰落率については、設定1年後の2019年3月末以降のデータを表示しています。

(注2)

- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- グラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

●各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株:MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI 国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

□東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(獨創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

投資有価証券の主要銘柄 (2024年1月末日現在)

〈投資信託〉

銘柄名	投資比率
Goldman Sachs Institutional Funds, plc - Goldman Sachs Australia Enhanced Income Fund II	97.82%

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報) マスター・ファンド(ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー - オーストラリア・エンハンスト・インカム・ファンドII)

〈債券および優先証券〉

銘柄名	利率	投資比率
Ampol Ltd FRN 12/09/80	7.9602%	3.77%
Resolution Life Australasia Ltd FRN 12/09/35	7.6602%	3.04%
Societe Generale SA VAR 03/12/72	4.8750%	3.01%
National Australia Bank Ltd FRN 10/19/72	8.3502%	3.00%
Australia & New Zealand Banking Gr VAR 09/20/34	6.4050%	2.84%
AusNet Services Holdings Pty Ltd FRN 10/06/80	7.4629%	2.80%
Credit Agricole SA VAR 05/29/34	4.2000%	2.61%
UBS Group AG VAR 08/27/24	4.3750%	2.50%
Cooperatieve Rabobank UA VAR 10/26/32	7.0740%	2.48%
Nufarm Finance NZ Ltd FRN 04/16/72	8.3198%	2.46%

(注) 投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同様です。

〈投資信託〉

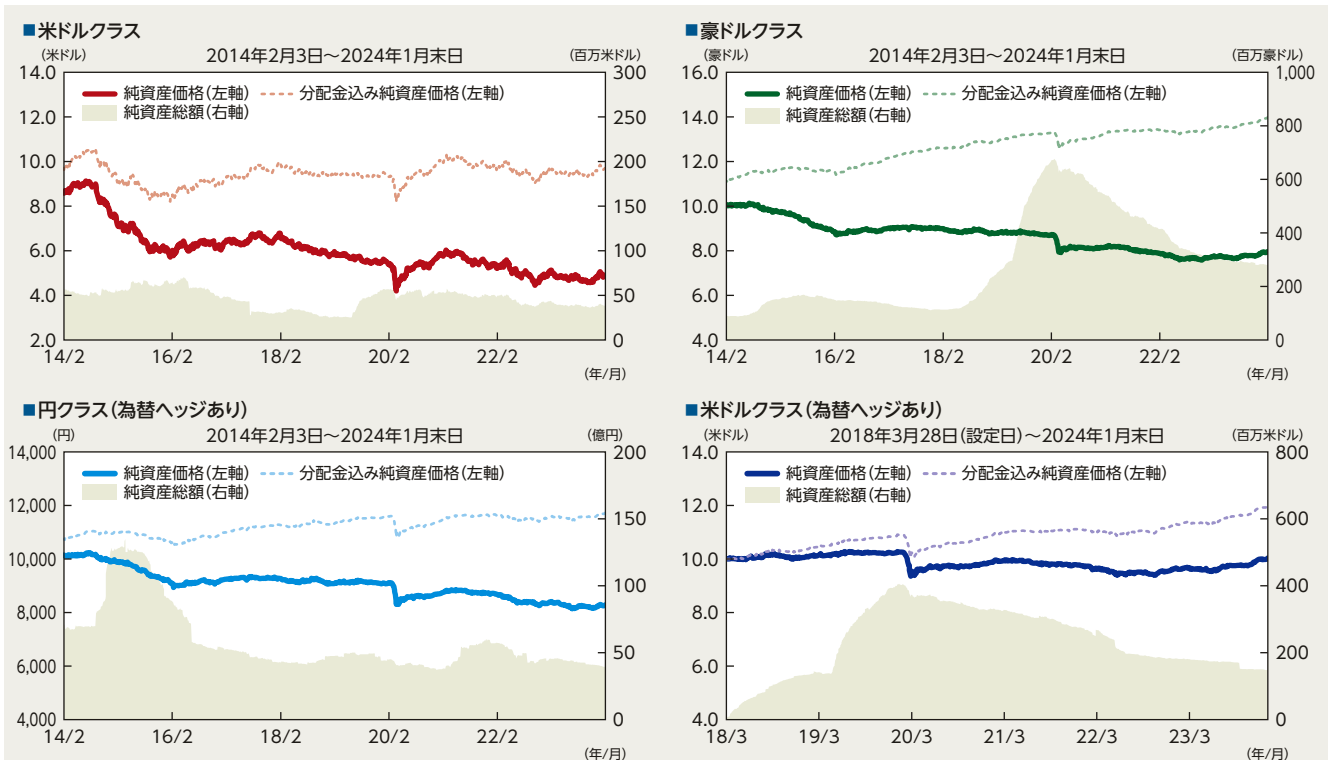
銘柄名	投資比率
Yarra A\$ Cash Reserves Fund	2.25%

〈先物〉

銘柄名	投資比率
90-DAY BANK BILL Mar24	74.09%
90-DAY BANK BILL Sep24	73.97%
90-DAY BANK BILL Jun24	73.94%
AUST 3YR BOND FUT Mar24	6.95%

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

*分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金(税引前)とを合計した金額です。

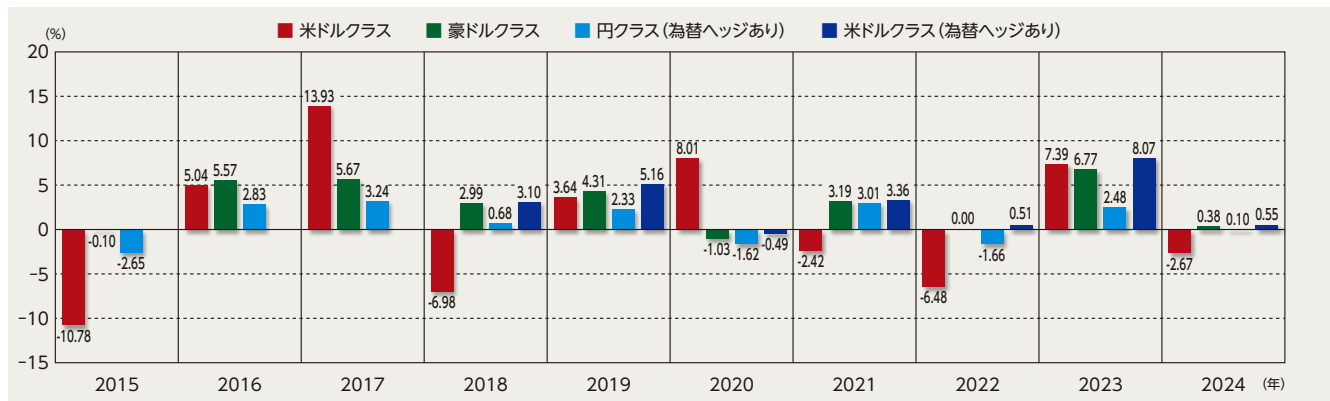


分配の推移（1口当たり、税引前、2024年1月末日現在）

通貨クラス (表示通貨)	期間	第2会計 年度	第3会計 年度	第4会計 年度	第5会計 年度	第6会計 年度	第7会計 年度	第8会計 年度	第9会計 年度	第10会計 年度	第11会計 年度	直近1年 累計	設定来 累計
米ドルクラス (米ドル)		0.840	0.760	0.360	0.360	0.360	0.360	0.320	0.240	0.195	0.180	0.180	4.805
豪ドルクラス (豪ドル)		0.840	0.840	0.540	0.480	0.480	0.480	0.480	0.480	0.300	0.240	0.240	6.010
円クラス(為替ヘッジあり) (円)		480	480	280	240	240	240	240	240	240	240	240	3,440
米ドルクラス(為替ヘッジあり) (米ドル)		-	-	-	-	0.150	0.360	0.360	0.360	0.315	0.300	0.300	1.945

*運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

収益率の推移



●米ドルクラス(為替ヘッジあり)の2018年は設定日(3月28日)から年末までの収益率を表示しています。2024年は1月末までの収益率を表示しています。

なお、収益率とは、以下の式により算出される数値をいいます。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$$

a=暦年末の1口当たり純資産価格(分配金の合計額を加えた額)

b=当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(ただし、米ドルクラス(為替ヘッジあり)の2018年については設定日(3月28日)の1口当たり純資産価格)

●ベンチマークは設定しておりません。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

お申込みメモ

購入の申込期間	2024年3月30日～2025年3月31日 (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。) ただし、申込みはファンド営業日に限り取り扱われます。
購入(申込み)単位	販売会社によって異なります。くわしくは、販売会社にご照会ください。 * 購入(申込み)単位が金額の場合、口座毎に購入金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計額を算出します(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの購入金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計額を算出します。
購入(申込み)価格	購入申込みが受け付けられた日の翌ファンド営業日の各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格
購入(申込み)代金	申込み注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「国内約定日」といいます。)から起算して4国内営業日目までに購入金額および購入時手数料を販売取扱会社に支払うものとします。 (ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除きます。) 「国内営業日」とは、東京において銀行が営業している日をいいます。 * 購入代金の支払いは、各クラスの表示通貨または円貨によるものとします。円貨で支払われた場合における表示通貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)
購入(申込み)制限	ファンドは、米国および/または欧州経済領域の市民・居住者もしくは法人等に該当しない方に限り、ご購入いただけます。 くわしくは、請求目論見書をご参照ください。
換金(買戻し)単位	0.01口以上0.01口単位 ただし、日本における販売会社は、これと異なる最低換金単位を定めることがあります。
換金(買戻し)価格	各ファンド営業日に換金(買戻し)を請求することができます。換金(買戻し)価格は、買戻し請求が受け付けられた日の翌ファンド営業日における各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格です。
換金(買戻し)代金	日本の投資者に対する換金代金の支払いは、外国証券取引口座約款に従い販売会社を通じて、原則として買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日から起算して4国内営業日目以降に行われます(ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除きます。)。換金代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従って日本における販売会社を通じて行い、円貨または各クラスの表示通貨により行われるものとします。
ファンド営業日	ロンドン、ニューヨーク、シドニー、メルボルンおよび東京において銀行が営業している日で、かつ、ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびオーストラリア証券取引所が営業をしている日、または管理会社および受託会社が随時定める日をいいます。
申込締切時間	原則としてファンド営業日の午後3時または日本における販売会社が別途定める時までとします。
換金(買戻し)制限	大量の買戻しが請求された場合など一定の状況において、買戻しが制限または停止されることがあります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定および/またはファンドの受益証券の買戻しは、受託会社が、管理会社と協議の上、自らの単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができます。 (i) 通常の休日および週末以外に、ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または取引が制限もしくは停止されている期間 (ii) 受託会社が、ファンドによる投資対象の評価または処分が合理的に実行可能ではないか、またはファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する緊急事態またはその他の状況を構成する事由が存続している期間 (iii) ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象についての、もしくは上述の証券取引所における時価についての価格もしくは価値を決定する際に通常用いられている通信手段が故障している期間、または、その他の何らかの理由によって、ファンドが(直接的もしくは間接的に)保有している投資対象の価格もしくは価値が合理的に迅速かつ正確に確定できない場合 (iv) 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換金または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間 (v) 受託会社または管理会社が、ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関係会社、子会社もしくは提携会社、またはファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守し、テロリストの資金供与に対抗するために停止が必要と判断する期間
信託期間	2027年9月30日まで。ただし、下記「繰上償還」に記載の事由により早期に終了する場合を除きます。 設定日: 2012年9月26日(米ドルクラス/豪ドルクラス/円クラス(為替ヘッジあり)) 2018年3月28日(米ドルクラス(為替ヘッジあり))

繰上償還	<p>ファンドは、以下の場合、2027年9月30日以前に終了することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 特別決議により可決された場合 (ii) ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による許可または他の承認が廃止または改正された場合 (iii) 管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合 (iv) 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合 (v) ファンドの純資産価額が25百万米ドル相当を下回った場合、受託会社は管理会社と協議の上、ファンドを解散させることがあります。解散が決定した場合、受益者への通知は償還の30日前までに行われます。また、各ファンド証券の純資産価額が25百万米ドル相当を下回った場合には、受託会社は管理会社と協議の上、当該ファンド証券を償還することができます。償還が決定した場合、受益者への通知は償還の30日前までに行われます。 (vi) マスター・ファンドが終了となる場合
信託証券の修正	<p>受託会社および管理会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証券の条項を、信託証券に補遺信託証券を付することにより随時改正、変更または追加することができます。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、適法に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われず、かつ、改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合は、かかる承認は必要ではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法および信託法またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含むケイマン諸島の法律の一切の改正を履行するため (ii) 一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるもの (iii) ファンドまたはMUGC GSケイマン・ファンドのサブ・ファンドの名称変更を行うため (iv) 会計年度の開始日および終了日を変更するため、もしくは年間収益配分日を変更するため (v) その他の会計期間の開始日および終了日を変更、もしくはかかる会計期間に関連する配分日(中間会計期間および中間配分日を含む。)を変更するため (vi) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするため (vii) 信託証券から不要となった条項を削除するため (viii) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるため (ix) 明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合 (x) 当局、ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法および信託法、もしくはMUGC GSケイマン・ファンドが従う他の法、規則の要求を熟考し、従う場合、もしくは追加のサブ・ファンドを設定する場合 <p>ファンドの信託証券を変更しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならず、その内容が重大なものである場合は、あらかじめ、変更の内容および理由等を日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。詳細は請求目論見書でご参照いただけます。</p>
決算日	毎年9月30日
収益分配	<p>原則として毎月10日(ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日。以下「分配日」といいます。)に収益の分配が行われます。分配金は原則として分配日から起算して6ファンド営業日目を以降に支払われます。</p> <p>投資者に対する各クラスにおける分配は、当該クラスの表示通貨による販売会社への支払いを通じて、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款の定めるところに従って、各表示通貨または円貨により行われるものとします。</p> <p>運用状況等によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。</p>
信託金の限度額	信託金の限度額については定められていません。
運用報告書	各会計年度終了後に交付運用報告書が作成され、日本の知れている受益者に販売会社を通じて送付されます。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
スイッチング	<p>販売会社によっては、米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券、円クラス(為替ヘッジあり)受益証券および米ドルクラス(為替ヘッジあり)受益証券の各クラス受益証券間でスイッチングが可能です。</p> <p>(一部の販売会社ではスイッチングを取り扱っておりません。)日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理されます。くわしくは販売会社までお問い合わせください。</p>
その他	ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付しますので、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書をご提出いただけます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入(申込み)時手数料	購入金額の 4.4%(税抜4.0%)を上限 とする日本における販売会社が定める手数料 購入(申込み)時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社が受領するものです。
換金時	換金(買戻し)手数料	なし
	信託財産留保額	なし
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	運用管理費用(管理報酬等)	ファンドの純資産総額に対して 上限1.73%(年率)
毎日	支払先 および 役務の 内容	管理会社 (管理報酬(副管理報酬を含む)) ファンド資産の管理運用、ファンド 証券の発行・買戻し業務 ファンドの純資産総額の0.05%(年率)
		受託会社 (受託報酬) ファンドの受託業務 ファンドの純資産総額の0.01%(年率)
		管理事務代行会社・名義書換 事務代行会社 (管理事務代行報酬および名義 書換事務代行報酬) 純資産総額 料率(年率)
		ファンドの帳簿の維持、純資産 価額の計算、受益者名簿の維持、 名義書換代行業務 500百万米ドルまで 0.040%
		10億米ドル超 0.030%
		10億米ドル超 0.025%
		投資顧問会社 (投資顧問報酬) ファンド資産の運用業務 ファンドの純資産総額の0.80%(年率) 投資顧問報酬には副投資顧問会社に支払われる副投資顧問報酬が含まれます。
販売会社 (販売報酬) 日本におけるファンド証券の販 売・買戻しの取次業務 ファンドの純資産総額の0.80%(年率)		
代行協会員 (代行協会員報酬) 1口当たり純資産価格の公表、 ファンド証券に関する目論見書、 決算報告書その他の書類の販売 会社に対する交付等の業務 ファンドの純資産総額の0.03%(年率)		
随時	その他の費用・手数料	設立費用、監査費用、弁護士費用、印刷費用、有価証券売買時の売買委託手数料、 保管費用等 ファンドは、マスター・ファンドの無報酬クラスに投資することを予定しており、マス ター・ファンドの投資顧問報酬は負担しませんが、その他の報酬(年率0.06%を 上限とする管理事務代行報酬および保管報酬が含まれます。)および費用を負担 します。 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただき ますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示す ることができません。

上記の手数料等の合計額については、ご投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および住民税	配当所得として課税	分配金に対して20.315%の税率による源泉徴収
買戻し請求等による譲渡時および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税	換金(買戻し)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

上記は2024年3月29日現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 0219、0260、0261、0262>

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。投資者の皆様がお取引される際には、あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	MUGC GSケイマン・ファンド GSオーストラリア・ハイブリッド証券ファンド 米ドルクラス/豪ドルクラス/円クラス(為替ヘッジあり) /米ドルクラス(為替ヘッジあり)																				
手数料など 諸費用について	<p>■申込時に直接ご負担いただく費用</p> <p>・申込手数料: お申込金額の 3.30%(税抜 3.00%)を上限に、お申込口数に応じて以下の 逓減料率を採用しております。</p> <p>米ドルクラス/豪ドルクラス/米ドルクラス(為替ヘッジあり)</p> <table border="1"><thead><tr><th>お申込口数</th><th>手数料率</th></tr></thead><tbody><tr><td>10 万口未満</td><td>3.30% (税抜 3.00%)</td></tr><tr><td>10 万口以上 50 万口未満</td><td>1.65% (税抜 1.50%)</td></tr><tr><td>50 万口以上 100 万口未満</td><td>0.825%(税抜 0.75%)</td></tr><tr><td>100 万口以上</td><td>0.55% (税抜 0.50%)</td></tr></tbody></table> <p>円クラス(為替ヘッジあり)</p> <table border="1"><thead><tr><th>お申込口数</th><th>手数料率</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 万口未満</td><td>3.30% (税抜 3.00%)</td></tr><tr><td>1 万口以上 5 万口未満</td><td>1.65% (税抜 1.50%)</td></tr><tr><td>5 万口以上 10 万口未満</td><td>0.825%(税抜 0.75%)</td></tr><tr><td>10 万口以上</td><td>0.55% (税抜 0.50%)</td></tr></tbody></table> <p>お申込手数料は、ご購入金額(お申込口数×1 口当たり純資産価格)に、 お申込手数料率を乗じて、次のように計算されます。</p> <p>お申込手数料(税込) = お申込口数×1 口当たり純資産価格×お申込手数料率 (税込)</p> <p>例えば、米ドルクラスを 1 口当たり純資産価格 10.00 米ドルの時に 1,000 口ご購入いただく場合は、お申込手数料(税込) = 1,000 口×10.00 米ドル ×3.30% = 330.00 米ドルとなり、合計 10,330.00 米ドルをお支払い いただくこととなります。</p> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。</p>	お申込口数	手数料率	10 万口未満	3.30% (税抜 3.00%)	10 万口以上 50 万口未満	1.65% (税抜 1.50%)	50 万口以上 100 万口未満	0.825%(税抜 0.75%)	100 万口以上	0.55% (税抜 0.50%)	お申込口数	手数料率	1 万口未満	3.30% (税抜 3.00%)	1 万口以上 5 万口未満	1.65% (税抜 1.50%)	5 万口以上 10 万口未満	0.825%(税抜 0.75%)	10 万口以上	0.55% (税抜 0.50%)
お申込口数	手数料率																				
10 万口未満	3.30% (税抜 3.00%)																				
10 万口以上 50 万口未満	1.65% (税抜 1.50%)																				
50 万口以上 100 万口未満	0.825%(税抜 0.75%)																				
100 万口以上	0.55% (税抜 0.50%)																				
お申込口数	手数料率																				
1 万口未満	3.30% (税抜 3.00%)																				
1 万口以上 5 万口未満	1.65% (税抜 1.50%)																				
5 万口以上 10 万口未満	0.825%(税抜 0.75%)																				
10 万口以上	0.55% (税抜 0.50%)																				

※この書面は、交付目論見書の一部を構成するものではなく、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。

※この書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

1/3 この書面は 3 頁からなります

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 0219、0260、0261、0262>

手数料など 諸費用について	<p>■換金時に直接ご負担いただく費用</p> <ul style="list-style-type: none">・換金(買戻し)手数料:ありません・信託財産留保額:ありません <p>※外貨建投資信託の場合の適用為替レートについて 外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。 ※交付目論見書もあわせてご覧ください。</p>
------------------	---

お申込単位	米ドルクラス/豪ドルクラス/米ドルクラス(為替ヘッジあり) 100 口以上 1 口単位(新規・追加申込時とも) 円クラス(為替ヘッジあり) 10 口以上 1 口単位(新規・追加申込時とも) ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	1 口以上 1 口単位 ※別に定める場合はこの限りではありません。
受渡日	お申込、ご換金とも、国内約定日(通常、申込日の日本における翌々営業日)から起算して、日本における4営業日目となります。
ファンドの分配金 お支払いについて	分配金お支払いの取扱いは、毎月 10 日(ファンド営業日でない場合は翌ファン ド営業日。)(「分配日」)を分配落ち日として、同日から起算して 6 ファンド営業日 目の日本における 2 営業日後(通常、毎月 10 日から起算して 8 営業日目)に行 われます。 ※ 運用状況等によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払 われない場合があります。

※この書面は、交付目論見書の一部を構成するものではなく、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。

※この書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

2/3 この書面は 3 頁からなります

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 0219、0260、0261、0262>

ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客様にお渡しいたします。
会社の概要 (2023年12月末現在)	商号等 SMBC日興証券株式会社 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 本店所在地 〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本STO協会 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 資本金 1,350億円 主な事業 金融商品取引業 設立年月 2009年6月 連絡先 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250 (平日 8:00~18:00※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250 (平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00※祝日・年末年始を除く)

[ご留意点]

- ・本ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。取得制限の対象に該当する場合、お申込みを行うことができません。取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。詳しくは目論見書でご確認ください。
 - ・外貨建て投資信託の場合、分配金・償還金は、変更のお申し出のない限り、あらかじめご指定いただいた円貨または外貨でのお受取となります。なお、あらかじめ、外貨でのお受取をご指定されない場合は円貨でのお受取となります。変更をご希望される場合には、事前にその旨をご連絡ください。
- ※但し、別途、契約等で取り決められている場合は、上記の限りではありません。

お申込みは



SMBC日興証券

※この書面は、交付目論見書の一部を構成するものではなく、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。
※この書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

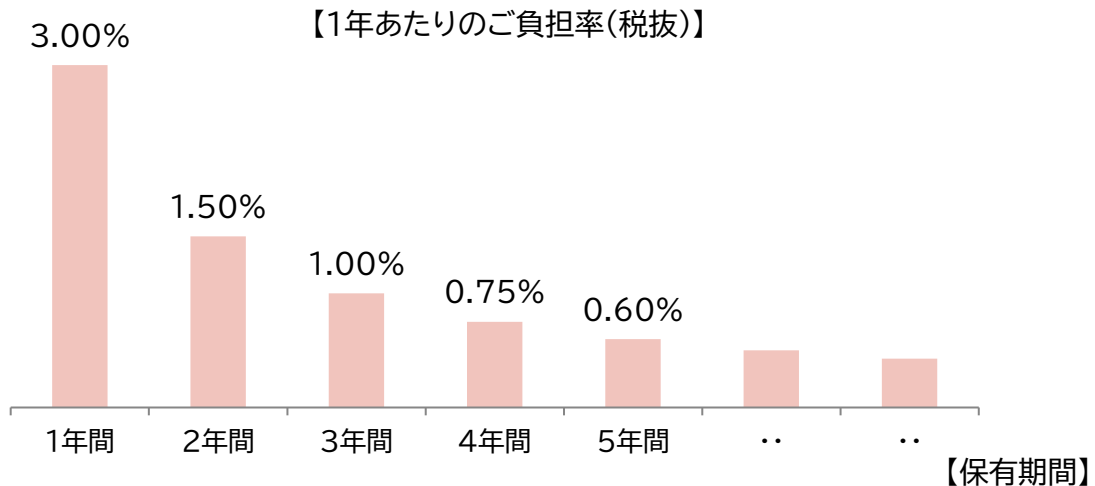
3/3 この書面は3頁からなります

お申込手数料に関するご説明

*当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただく前に、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。